

平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会社名 シダックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 志太 勤一  
(JASDAQ コード番号 4837)  
問合せ先 取締役 経理財務本部長 兼 IR 担当  
宮川 聡男  
(TEL. 03-5784-8909)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会において下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 事業目的の追加

事業子会社の事業内容の明確化を図り、今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものがあります。

##### (2) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。「決済合理化法」と略称されています。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、株券は電子化されました。これに伴い、株券の発行、実質株主等に関する規定の削除、また、平成 20 年 11 月 19 日開催の取締役会決議による端株廃止のための株式分割および単元株制度採用等に関する規定の整理、単元未満株主に関する規定の加入など、所要の変更を行うものであります。

##### (3) 附則の制定

本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。(変更案附則第 1 条および第 2 条)

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (金)

以 上

(別紙)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を含む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1)   (条文省略)</p> <p>(54)</p> <p>(55) <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 当社は、前項に付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</p> <p>第3条   (条文省略)</p> <p>第5条</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1億4千万株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株券に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条の2 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を含む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1)   (現行どおり)</p> <p>(54)</p> <p>(55) <u>保健指導及び特定保健指導業務ならびに保健教育に関する情報提供、講習会・講座等の企画運営</u></p> <p>(56) <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>2 当社は、前項に付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</p> <p>第3条   (現行どおり)</p> <p>第5条</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり) <u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> 端株原簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>端株原簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、</u>当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条  〉 (条文省略)</p> <p>第 14 条 (決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第 16 条  〉 (条文省略)</p> <p>第 17 条</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条  〉 (条文省略)</p> <p>第 27 条</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 28 条  〉 (条文省略)</p> <p>第 37 条</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては<u>これを</u>取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の<u>株主権行使の手続</u>その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条  〉 (現行どおり)</p> <p>第 15 条 (決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 17 条  〉 (条文省略)</p> <p>第 18 条</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条  〉 (現行どおり)</p> <p>第 28 条</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 29 条  〉 (現行どおり)</p> <p>第 38 条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>38</u>条          〈 (条文省略) 〉        第<u>39</u>条</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>40</u>条          〈 (条文省略) 〉        第<u>44</u>条</p> <p style="text-align: center;">附 則        (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>39</u>条          〈 (現行どおり) 〉        第<u>40</u>条</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>41</u>条          〈 (現行どおり) 〉        第<u>45</u>条</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第<u>1</u>条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第<u>2</u>条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>